

環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

1. はじめに
2. 平成 16 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
3. 事前評価結果（平成 16 年 10 月から平成 17 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 新設規制

1.はじめに

(1) 国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。

環境省においては、法に基づき平成14年4月に策定した「環境省政策評価基本計画」に即して、政策評価(事後評価、事前評価)を実施している。

(2) 昨年度の報告からこれまで(平成16年10月から平成17年9月まで)の間、以下のとおり政策評価書を総務省に提出、公表した。

- 平成16年10月27日 公共事業に関する事前評価書(平成16年度第2回)を総務省に提出、公表
- 平成17年3月31日 公共事業に関する事前評価書(平成16年度第3回)を総務省に提出、公表
- 平成17年6月9日 公共事業に関する事前評価書(平成17年度第1回)を総務省に提出、公表
- 平成17年7月25日 新設規制に関する事前評価書を総務省に提出、公表
- 平成17年8月25日 公共事業に関する事前評価書(平成17年度第2回)を総務省に提出、公表
- 平成17年8月30日 平成16年度環境省政策評価書(事後評価)を総務省に提出、公表

(3) 今般、これら政策評価結果の政策への反映状況を次のとおり取りまとめた。

事後評価結果の政策への反映状況

事前評価結果の政策への反映状況

(参考)

環境省政策評価基本計画

計 画 期 間：平成14年4月1日から平成19年3月31日までの5年間。

事前評価の対象等：○法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策を対象。

○すべての規制の新設を対象。

事後評価の対象等：環境省の全ての政策を対象。

政 策 へ の 反 映：評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構・定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し反映。

2. 平成16年度施策の事後評価結果の政策への反映状況

(1) 総括表

(単位:件)

分 類	平成18年度予算要求へ反映した件数						平成18年度機構・定員要求へ反映した件数		
		これまでの 取組を引き 続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政 策を廃止、 休止又は中 止			機構要求へ 反映	定員要求へ 反映
			評価対象政 策の重点化 等	評価対象政 策の一部の 廃止、休止 又は中止					
施策等を対象に評価	47	8	39	9	3	0	11	3	11

(注)

1. 「評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより改善等を行ったもの。

2. 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数の間には、重複がある。

(2) 施策別整理表

				評価結果の政策への反映状況									
施策名		達成すべき目標		評価結果の概要		H18年度予算要求への反映			H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)		
						これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映			
環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現													
1 地球規模の環境の保全	(1)	地球温暖化対策	2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。 ・石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計による予算を活用し、エネルギー起源二酸化炭素に関する対策を実施。 ・都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定や地球温暖化防止活動推進員の委嘱を促進。 ・非エネルギー起源二酸化炭素・メタン・酸化二窒素の排出抑制対策や代替フロン等3ガスの排出抑制対策、京都メカニズムの活用に向けた体制整備等、大綱に基づく対策を総合的に推進。 ・政府全体の地球温暖化対策については、中央環境審議会地球環境部会において、平成17年3月、「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」を取りまとめた。 ・関係各審議会の答申を踏まえ、平成17年4月、「地球温暖化対策推進法」に基づく京都議定書目標達成計画が閣議決定。 ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の良好手法指針に則し、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制確立に向け検討を行い、森林吸収量1,300万炭素トン(約3.9%)確保の目標達成に向け、進展。	○	○				○	○	○	○太陽光発電技術を生かした二酸化炭素削減対策を家庭や地域で普及拡大につなげる規模で実現するための事業の実施、省エネルギーや再生可能エネルギーの技術開発の推進など、石油特別会計を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策について拡充を図ることとした。 ○京都メカニズムのクレジット(温室効果ガス排出削減量)の取得を計画的かつ効率的に進めるため、新たにクレジット調達制度の導入を図ることとした。 ○京都メカニズムの本格活用のため、体制の整備を要求することとした。	
	(2)	オゾン層保護対策	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。 ・オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効。 ・CFC等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下している。一方、オゾン全量の減少は継続しており、HCFCやハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続き、オゾン層保護対策を継続・強化することが必要。 ・フロン回収破壊法の施行により、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類が約7割に上ると見込まれるため、対策の強化が必要。	○	○							○フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収率を向上させるため、新たに導入する制度措置の詳細設計の検討、対象事業者の実態把握等に取り組むこととした。 ○発泡断熱材、エアソール等について、フロンを使用しない製品への代替化を促進するため、ノンフロン製品の開発・使用動向、普及方策について、新たに調査検討に取り組むこととした。	
	(3)	酸性雨・黄砂対策	東アジア地域を中心に、国際的な連携の下でのモニタリング、調査研究等の国際協力を進め、酸性雨による環境影響を防止する。また、黄砂による環境影響を把握するためのモニタリングを国際プロジェクトと協働しつつ進める。 ・酸性雨による環境影響を防止するための取組については、EANETの活動の推進等、各種施策を着実に推進。 ・黄砂に関しては、ADB(アジア開発銀行)・GEF(地球環境ファシリティ)黄砂対策プロジェクトを核として、モニタリングネットワークの構築等を着実に推進。	○	○								○東アジアの環境管理に向けた枠組み構築事業として、EANET協定化等に関する議論を促進するため、協定化等に積極的な参加国、欧州越境大気汚染条約事務局及び他の地域協定事務局等を招聘し、協定化等の議論の進め方及びその内容について検討することを目的とした非公式会合を開催することとした。
	(4)	海洋環境の保全	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。 ・各種の規制措置により、海洋汚染の未然防止が図られてきている。 ・新たな条約の発効等に伴う規制強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を講じることが必要。 ・海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書(OPRC-HNS議定書)」の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備することが必要。	○	○								○これまでの施策を引き続き推進することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映					H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	
						(a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					
2 大気環境の保全	(1-1)	固定発生源対策	環境基準等の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。 ・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントによる大気汚染を改善するため、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)について、工場等の固定発生源からのVOCの規制措置等を講じるため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が第159回国会で成立。 ・平成18年春に改正法施行の予定。	○	○						○平成16年5月に一部改正された大気汚染防止法に基づき、平成17年5、6月に必要な政省令の改正を行った。揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の進捗に応じ、政策の重点化等を図った。
	(1-2)	自動車排出ガス対策	環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。	・大都市地域における二酸化窒素・浮遊粒子状物質の環境基準達成率については、改善傾向が見られるものの依然として低い水準。 ・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は着実に進展。 ・一般公用車への低公害車の導入率は平成16年度に目標としていた100%を達成。 ・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、今後も総合的な対策の充実、強化、及びその着実な推進が必要。 ・自動車単体規制については、世界最高レベルの規制を実施していくとともに、大都市地域を対象とした大気汚染状況等を見極めながら、必要に応じて新たな排出ガス規制について検討することが必要。	○	○						○平成17年5月に成立した特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく規制が平成18年度から開始されることから、規制の実施のためのデータベースの整備、制度の普及啓発等の対策については拡充を図ることとした。
	(1-3)	基礎調査・監視測定体制の整備等	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	・監視測定体制の整備と科学的知見の拡充の進展により、大気環境汚染対策の基礎の充実が図られている。 ・未確立の有害大気汚染物質の測定方法の開発、モニタリングの推進が必要。 ・PM2.5、DEP、環境ナノ粒子、有害大気汚染物質について、一層の知見の充実に課題。 ・地方公共団体が実施する常時監視については、三位一体の補助金改革の一環として、国庫補助が廃止され、その原資が地方公共団体に税源移譲されることから、地方公共団体の裁量を活かしながら、環境モニタリングが確実に執行されるよう担保する必要。 ・平成17年6月29日に測定局の数及び配置等に関する定量的基準を定めて都道府県等に通知したところであり、この基準による環境モニタリング体制づくりを行うことが必要。	○	○						○有害大気汚染物質モニタリングに関するデータの蓄積が少ないこと、多数の有害大気汚染物質の測定方法が未確立であることから、測定方法の開発とともに、モニタリングの推進に積極的に取り組むため、有害大気汚染物質モニタリング推進事業については拡充を図ることとした。
	(2)	大気生活環境対策	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。	・騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入等により、大気生活環境保全の枠組みが着実に整備されている。 ・ヒートアイランド対策については、同大綱に基づいた対策の推進が図られている。 ・認知度の低い光害について一層の普及が必要。	○	○	○	○				○ヒートアイランド対策に対する社会的ニーズや緊急性が非常に高まっているため、クールシティ推進事業について拡充を図ることとした。 ○予算関連手段のうち一部の事項については、当初の目的を達成したため平成17年度をもって廃止することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等		(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	
3 水環境の保全	(1)	流域の視点から見た水環境の保全	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。	・環境基準の達成や健全な水循環の確保に向けた取組については一定の成果が上がっており、目標の達成に向け着実に進展。 ・公共用水域における環境基準のうち生活環境項目については、湖沼、内湾等の閉鎖性水域において依然として達成率が低い状態にあり、これらの水域における汚濁負荷の一層の低減が課題。 ・地下水については、特に農地での施肥や家畜ふん尿の不適切な処理、及び生活排水等起因する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過率が高いことから、汚染の未然防止対策と浄化対策手法の検討が課題。 ・健全な水循環の確保については、「計画作りに向けて」が取りまとめられたことを受け、各種調査等の実施により、健全な水循環機能の維持回復に向けた具体的な施策の展開が必要。	○	○	○	○			○健全な水環境の確保のため、政策の重点化等を図りつつ、水質環境基準のうち生活環境項目の抜本的な見直しの検討のため、生活環境項目検討調査について拡充を図るとともに、水環境の健全性を評価する誰もが実感できる目標の検討調査をあわせて取り組むこととした。 ○予算関連手段のうち一部の事項については、当初の目的を達成したため平成17年度をもって廃止することとした。
	(2)	水利用の各段階における負荷の低減	各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。	・生活環境項目については、依然として環境基準が達成されていない水域があり、一層の負荷削減対策が必要。 ・地下水汚染については、有害物質の地下浸透規制や常時監視が実施されているが、引き続き健康被害の未然防止対策や浄化対策手法の検討が必要。	○	○	○				○水利用の各段階において発生する負荷の低減を図るため、政策の重点化等を図りつつ、水生生物保全のための環境管理施策等の検討や難分解性有機物等の生活雑排水の性状に関する検討を行うこととした。 ○ダイオキシン類の底質対策が円滑に進められるようダイオキシン類汚染底質対策の検討を行うこととした。 ○世界の水問題の解決に向けた貢献を進めるため、水環境管理施策に係る国際貢献の拡充を図ることとした。
	(3)	閉鎖性水域における水環境の保全	汚濁負荷量の削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。	・閉鎖性水域については、水質総量規制や水質改善対策等の実施により汚濁負荷量が削減されるなど、一定の成果を収めているものの、CODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、閉鎖性水域の水質改善に向けて、より効果的な施策の検討が必要。	○	○			○	○	○閉鎖性水域における水環境の保全・改善を図るため、閉鎖性海域の環境保全に関する調査について拡充を図ることとした。 ○湖沼の一層の水質保全を図るため、本年6月に成立した改正湖沼水質保全特別措置法に基づく、流出水対策地区制度及び湖辺環境保護地区制度を推進するための対策や、未解明汚濁源による湖沼水質への影響調査に取り組むこととした。 ○流出水対策地区制度及び湖辺環境保護地区制度を推進するため、体制の充実をすることとした。
	(4)	水環境の監視等の体制の整備	水質状況を効果的に把握する監視体制等を整備する。	・水質汚濁防止法等に基づき地方公共団体が実施する水質常時監視については、重金属、有機塩素化合物、農薬物質等、多くの水質汚濁項目について、効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっていること、また三位一体の補助金改革の一環として、水質監視に係る国庫補助が廃止され、その原資が地方公共団体に税源移譲されることから、地方公共団体の裁量を活かしながら、環境モニタリングが確実に執行されるよう担保する必要がある。 ・このため、平成17年6月29日に測定地点の配置等に関する基準を定めて都道府県等に通知したところ。 ・常時監視の測定地点数は高い水準で推移している他、要調査項目の分析方法、簡易測定法の開発も随時進めており、効率的な監視体制の構築という目的をほぼ達成。	○	○					○政策評価における課題等を踏まえ、公共用水域・地下水質の水質を効率的・先進的に把握するための監視手法を開発するとともに、水質監視の内容の合理性を評価するため、効率的、先進的な水環境監視手法及び水環境監視基準確立等の調査等について、新たに取り組むこととした。
4 土壌環境の保全			有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。	・関係法制度の円滑な施行により対策事業が着実に実施され、目標の達成に向け順調に進展しており、引き続き法の円滑な執行に努めることが必要。 ・農作物経由の有害物質暴露、土壌生態系等に関する基準策定、未規制物質による土壌汚染といった新たな問題があり、これらに対応するための取組を引き続き行っていくことが必要。	○	○	○				○安全で次の世代が安心できる土壌環境とするため、政策の重点化等を図りつつ、自然的要因によって土壌中に存在する重金属等の実態把握のための調査について拡充を図る。 ○新たに今後策定することとしている油汚染対策等のガイドラインのフォローアップを行うとともに、優良な土壌環境事業を行う事業者の評価手法の明確化のための評価ガイドラインを作成し、優良土壌環境事業の普及促進を図ることとした。
5 地盤環境の保全			地盤沈下を防止する。	・地盤沈下は、全国的には沈静化の傾向にあり、目標達成に向け進展。 ・一部地域において沈下が見られる他、都市化や地下開発による地盤沈下の潜在的な危険性があり、引き続き全国の地盤沈下の状況を把握し地盤環境保全のための施策を講じていく必要。	○	○					○これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況						
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映	
6 廃棄物・リサイクル対策	(1)	循環型社会の形成の推進のための基本措置	循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。	・循環型社会形成推進基本計画の点検及び年次報告書の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の評価検討の基礎が整備され、目標達成に向けて着実な施策の展開を図っている。 ・循環型社会形成推進基本計画に掲げた目標について、新しい状況と実態的確な把握が必要。 ・対策の遅れている排出抑制対策の推進が必要。	○	○					○3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するため、平成17年4月に開催された「3Rイニシアティブ関係会合」で我が国が発表した「ゴミゼロ国際化行動計画」を踏まえ、新たにアジア各国との政策対話や途上国への技術移転を進めるとともに、「東アジア循環社会研究ネットワーク(仮称)」を構築し、その拠点の設置に取り組むこととした。
	(2)	循環資源の適正な循環的な利用の推進	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。	・各リサイクル制度は、概ね順調に推進。 ・全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向け着実に進展。 ・各リサイクル制度の円滑な施行とともに、さらなる推進方策の検討等が課題。	○	○	○				○容器包装廃棄物の適正な循環的な利用の推進のため、政策の重点化を図りつつ、新たに容器包装の3R推進に係る事業の実施について取り組むこととした。
	(3)	一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)	一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。	・一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分が推進されている。 ・引き続き対策を講じつつ、必要に応じて見直しを行う。 ・循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が必要。 ・一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量については、その目標を達成したところであるが、引き続き排出量を目標量以下に維持することが必要。 ・平成17年度から創設する「循環型社会形成推進交付金制度」等の活用により、循環型社会の形成のための取組をより一層推進していくことが必要。 ・最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が必要。 ・「循環型社会形成推進交付金」を活用し、引き続き焼却施設の適切な解体を図ることが必要。 ・中央環境審議会の意見具申を踏まえ、廃棄物処理法に基づき環境大臣が定める基本方針を改正するとともに、有料化や分別収集に関するガイドラインの作成等を行うことが必要。 ・過去未規制だった最終処分場について、公共の水域等の汚染防止措置が適正に実施されることが必要。 ・市町村による震災廃棄物処理計画の策定等防災体制の整備を一層進めることが必要。	○	○					○廃棄物行政における国の役割を踏まえつつ、循環型社会に相応しい廃棄物処理システムを構築するため、下記のとおり一般廃棄物処理施設整備事業に係る新規調査を行い、一般廃棄物処理施設整備費補助の交付対象範囲の拡充を図ることとした。 ○循環型社会形成推進基本計画では、国が循環型社会形成に資する研究開発の推進、研究者・技術者の養成などを行うこととされており、また、本年4月に東京で開催された3R関係会議では、3Rに適した科学技術の推進が重要であるとされるなど、環境分野における研究開発を一層推進することが求められていることから、廃棄物処理に係る研究や技術開発に対する支援について拡充を図ることとした。
	(4)	産業廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)	産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。	・産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量、適正処理は着実に推進。 ・排出事業者及び処理業者の優良化の推進、電子マニフェストの普及拡大、国と地方の人材育成、PCB汚染物の適正処理体制の構築等が課題。	○	○					○廃棄物最終処分場に係る基準設定調査については、最終処分場のあり方、維持管理の方法等の見直しを行うため、拡充を図ることとした。 ○産業廃棄物の排出・処理に関する調査については、とりまとめの早期化及び調査精度の向上のため、拡充を図ることとした。 ○産業廃棄物処分業の優良化については、処理業者の優良化の推進、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化のため、拡充を図ることとした。 ○電子マニフェストの普及促進については、産業廃棄物の不適正処理事案等に対する迅速な対応、廃棄物処理システムの透明性の向上のため、拡充を図ることとした。 ○産業廃棄物処理施設のモデル的整備については、逼迫した最終処分場等、公共間与により効果的な整備を行う必要があるため、拡充を図ることとした。 ○廃棄物処理施設における温暖化対策については、処理施設における廃棄物エネルギーの利用促進を一層進めるため、引き続き実施することとした。 ○PCB廃棄物処理のための拠点施設整備については、確実かつ適切な処理のため、引き続き拠点の処理施設の整備を計画的に推進するとともに、低濃度PCB汚染物について、既存の処理技術による効率的かつ確実な処理方法の検討に新たに取り組むこととした。 ○原子炉等規制法の改正により、通常の産業廃棄物としての処理が可能となったクリアランス廃棄物について、この制度を適切に機能させるため、クリアランス廃棄物管理システムの整備に新たに取り組むこととした。
	(5)	廃棄物の不法投棄の防止等	廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	・法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。 ・不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事業が新たに発覚するなど課題も多い。 ・悪質・巧妙化してきている不法投棄に対し、5年以内に大規模事業をゼロにすることを当面の目標とし、さらなる対策の強化、充実が必要。 ・廃棄物等の適正な輸出入の確保については、引き続き各国連携の強化等を図っていく必要があり、そのための組織的強化が必要。	○	○					○アスベスト廃棄物の適切な処理方策を確立する必要があるため、新たに検討・調査に取り組むこととした。 ○不法投棄への早期対応により、拡大防止を図ることが必要なため、システムの整備について拡充を図ることとした。 ○アジア途上国における電気電子機器廃棄物の適正な処理による環境汚染・健康被害の未然防止等のための事業に新たに取り組むこととした。
	(6)	浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。	・汚水処理人口普及率の上昇、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村数の増加に見られるよう、本施策による生活排水対策は有効。 ・生活排水対策の遅れている中小市町村において、市町村が設置主体となる市町村設置型事業の一層の普及を図り、浄化槽の整備を促進することが課題。	○	○			○		○浄化槽の整備により、生活排水対策を推進し、健全な水循環を図るため、体制充実を要求することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)	
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映		
					(a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止						
7 化学物質対策	(1)	環境リスクの評価	化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	・化学物質の環境中の残留状況の把握、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。 ・化学物質の内分泌かく乱作用に関するスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。 ・環境リスク評価の成果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。 ・環境リスク評価については、目標値(平成16年度は220物質について環境リスク評価を予定)を達成できなかったため、その原因を精査し、今度ともリスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施。	○	○					○各種化学物質対策関連法制度・施策の的確な推進のため、化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費について、分析法開発を分析事業と一体として取り扱う等の組替えを行った。また、化学物質の内分泌かく乱作用についてリスクコミュニケーションや基礎的研究の推進等多面的な対策を実施するため、化学物質の内分泌かく乱作用実態解明調査研究費について拡充を図った。	
	(2)	環境リスクの管理	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	・ダイオキシン類については排出削減目標を達成、また環境基準達成率、一日摂取量の目標については、左記の達成状況の通り概ね良好。 ・農薬については、法に基づく規制等を着実に実施し、生態系保全を視野に入れた水産動植物に係る改正登録保留基準の平成17年4月の施行に向けた具体的な検討を行うなど、目標の達成に向けて着実に推進。 ・工業用化学物質については、平成16年度に施行された改正化審法により生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、法に基づく審査等を着実に実施するといった目標の達成に向けて、制度の整備の面で大きな前進。 ・環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価。	○	○	○	○	○	○	○ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図るため、政策の重点化等を図りつつ、ダイオキシン類対策については、汚染の防止、除去等を図り、排出を削減するため、新たにPOPs条約への対応の実施に取り組むとともに、効果的・効率的な測定方法の確立のため、簡易測定法の導入の検討については拡充を図ることとした。農薬汚染防止対策については、農薬摂取の急性影響評価について、急性参照値(ARfD)を導入した場合のリスク低減効果の検討に取り組むとともに、農業使用に伴う環境中への流出を防止する技術について、有効性の評価を行い効果の高い技術の開発、普及及び定着の推進に新たに取り組むこととした。 ○水産動植物に対する被害防止に係る登録保留基準の施行(平成17年4月)に伴い、個別農薬ごとに基準値を設定する必要等があるため、体制充実を要求することとした。 ○既存化学物質等の安全性点検を加速し、得られた情報を国民等に広く提供するたため、官民連携による仕組み等による取組を新たに開始するとともに、同取組の実施に係る体制充実を要求することとした。 ○欧州で導入に向けた取組が進められている化学物質の総合的な登録・評価・認可制度(REACH規則)について状況を把握するため、新たに情報の収集・整理に取り組むこととした。 ○予算関連手段のうち一部の事項については、当初の目的を達成したため平成17年度をもって廃止することとした。	
	(3)	リスクコミュニケーションの推進	PRTRデータの集計・公表及びその有効利用を図るとともに、化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の促進や場の提供を行う。	・当初目標通り着実に実施。 ・PRTRデータの精度向上、データ公表システムの改良等改善すべき課題は残る。 ・平成16年度からは、届出対象となる第一種指定化学物質の取扱量が5トン以上から1トン以上に変更されたことから、届出対象事業者への算出方法・届出方法の周知徹底を図るとともに、引き続きPRTRデータの精度の向上に取り組むことが必要。 ・環境リスク等の化学物質に関する市民の理解や市民・産業・行政等のリスクコミュニケーションは十分に進んでいない。	○	○					○化学物質やその環境リスクに関する最新の情報を地域の環境NGOのリーダーや小・中学校の先生などに継続的かつ正確に伝えるため、地方環境事務所によるセミナー等を活用し、地域における的確なリスクコミュニケーションの支援に新たに取り組むこととした。	
	(4)	国際協調による取組の推進	化学物質による地球規模の環境汚染を防止するため、化学物質関係の各条約に関連する国内施策の推進及び国際機関等との連携協力を図る。	・国際協調による取組は目標に向けて着実に進んでいる。 ・今後は、他の地域と比較して遅れがちなアジア太平洋地域におけるPOPsの削減等に積極的に貢献していくことが必要。 ・アジア・太平洋諸国も巻き込みながらPOPs条約の実施による効果の検証のためのモニタリングを長期継続的に実施することが必要。 ・PIC条約に基づく国内対応を引き続き実施。 ・目標年次(平成18年)までにGHSを我が国に導入。 ・上記以外の諸外国における化学物質政策への対応についても、関係省庁や関係業界と連携して取り組んでいく必要。	○	○			○	○	○化学物質による地球規模の環境汚染を防止する国内施策、及び国際機関等との連携・協力を一層推進するため、UNEPにおいて有害金属に関する条約化等の議論がなされていることを踏まえつつ、国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査に新たに取り組むとともに、体制の充実を要求することとした。	
	(5)	国内における毒ガス弾等対策	国内における毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を推進する。	・フォローアップ調査の取りまとめにより、全国の毒ガス弾等に関する状況についての情報を把握し、具体的な施策に着手。 ・茨城県神栖町の事案については、汚染源を特定し、健康診査を行うとともに、症候や病態の解明のための調査研究を実施。 ・以上、各分類に応じた対応など、概ね目標に向けた第1ステップは達成。	○	○					○茨城県神栖市における有機と素化合物汚染による環境汚染及び健康被害については、緊急措置事業として、事業対象者に対し、引き続き健康診査を行うとともに、医療費等を給付し治療を促すことによって発症メカニズム、治療法を含めた症候や病態の解明を図るとともに、掘削調査現場において、新たに発見された汚染源であると素含有コンクリート様の塊の処理に取り組むこととした。	

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)	
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等 (b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映		
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。	「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。	○	○						○ 地域固有の生物相の存続・回復を図るため、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワーク形成のための施策について新たに取り組むこととした。 ○ 世界中のサンゴ礁等の保全に携わる行政官等の経験や教訓を共有・発展させ、世界のサンゴ礁の管理能力の向上を推進するため、国際サンゴ礁イニシアティブについて拡充を図ることとした。
	(2)	自然環境の保全	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。	・原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組を推進。 ・目標達成に向け、着実に進展。	○	○			○		○	○ 国立公園の保全管理のため、新たにそれぞれの地域における関係者の参加・協力による運営体制を整備し、魅力的な国立公園づくりを推進するとともに良好な景観形成を推進することとした。特に、自然環境保全のための対策事業及び山岳トイレ整備補助等について拡充を図ることとした。 ○ 国立公園の運営への多様な主体の参画を調整するための体制充実等を要求することとした。 ○ 里地里山の保全と持続可能な利用に関して、これまでの検討を踏まえ、関係省庁・機関・団体等との連携による保全のための具体的な取組を推進するため、里地里山保全・再生モデル事業について拡充を図ることとした。
	(3)	自然環境の再生	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NPO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。	・自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」を着実に推進。	○	○						○ 地域の多様な主体の連携による自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生に参加するNPO等の支援策や実施体制の一層の充実が必要であるため自然再生活動の推進について拡充を図ることとした。
	(4)	野生生物の保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を通じて種の保存を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化により、野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、遺伝子組換え生物及び外来生物による我が国の生物多様性への影響を防止する。	・国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の新規策定などの施策を推進。 ・外来生物による被害防止のための法整備などの仕組みづくりについて大きく進捗。	○	○			○	○	○	○ 野生生物の保護管理のため、外来生物対策に係る施策や希少野生動植物の保護増殖に係る施策、並びに県域を超えて広域的に移動する野生鳥獣の保護管理対策に係る施策を拡充することとした。また、新たに、希少野生動物の野生復帰を図るための施策に取り組むこととした。 ○ 移入生物対策に係る業務を一元的に所管する体制整備・充実を要求することとした。
	(5)	動物の愛護及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。	・普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。 ・人と動物との共生を図るためには、動物の飼養保管基準・指針等の見直し等、動物の愛護管理に関する取組の強化が必要。 ・一層の普及啓発を図るとともに、官民連携して動物の愛護管理に取り組むことが重要。	○	○	○		○	○	○	○ 国民の動物の愛護管理に関する要望等はますます多様化しており、それらの要望等に応え、人と動物との共生を図るためには、普及啓発や動物の飼養保管基準・指針等の見直し等、動物の愛護管理に関する取組を強化していく必要があることから、普及啓発、各種基準、ガイドライン等の作成等の事業について拡充を図ることとした。 ○ 平成17年6月に動物愛護管理法が改正され、基本指針の策定や特定動物の個体識別措置の義務化等が定められたことを受け、動物の愛護管理のあり方について検討を行い、改正法を踏まえ、基本指針の策定、個体識別措置の推進等の充実・強化に新たに取り組むこととした。 ○ 動物愛護管理法が改正され、動物愛護管理に係る業務量・内容が飛躍的に増大・複雑化することから、体制充実を要求することとした。
	(6)	自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。	・自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。 ・自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成。 ・温泉法施行規則を改正し、温泉利用施設における掲示項目を追加したことにより、温泉の適正利用を推進。	○	○			○		○	○ エコツーリズム推進会議で取りまとめられた5つの推進方策(エコツアー総覧、モデル事業等)を実施するなど、これまでの事項を引き続き推進することとした。 ○ 引き続き、自然公園指導員、パークボランティアの育成・確保を行うとともに、自然解説を行う者を対象とした研修及び活動プログラムの開発等を実施することとした。 ○ 国立、国定公園等において、国民が自然に学び、自然体験を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを引き続き推進することとした。 ○ 国立公園の直轄施設の整備拡充を図るため、体制充実を要求することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映			備考（評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例）
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映		
				(a) 評価対象政策の重点化等	(b) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止							
9 国際的取り組みに係る施策	(1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。	・国連、OECD、エコアジア、G8等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。 ・海外広報を質、量ともに充実させ、我が国の持続可能な開発に向けた取組状況を、海外に向けて発信することが必要。	○	○			○		○	○ 国際的な環境政策の連携の確保のため、OECD開発・環境大臣会合を初めとした国際会議等の開催・出席及び国際機関への提出については拡充を図ることとした。 ○ 気候変動についてモニタリング、観測によつて的確に把握し、その知見を国内外の対策に活かすため、新たに気候変動分野（特に影響）のモニタリング、評価、情報提供を行うシステムを国内及びアジア太平洋地域レベルで構築することとした。 ○ 違法伐採等森林問題対策の強化のため、体制充実を要求することとした。
	(2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。	・開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いため、開発途上地域への国際協力が課題。	○	○						○ アジア太平洋地域にふさわしい、より衡平で持続可能な新しい開発に向けた取組を支援するため、地域内の各国・各主体により実施される持続可能な開発の革新的アイデアの試験の実施／検証に向けた取組については拡充を図ることとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況									
					H18年度予算要求への反映					H18年度機構・定員要求への反映			備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)	
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映				
各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策														
1 環境基本計画の効果的実施			環境基本計画を効果的に実施するための基盤整備を進める。	・環境配慮の方針の策定の必要性について、関係府省間で共通認識が得られた結果、導入済みの府省数が前年度の11から15に増加し、着実な成果を上げている。 ・平成17年度を目標としている次期環境基本計画の策定に向け、中央環境審議会における審議を充実させることが重要。	○	○								これまでの事項を引き続き推進することとした。
2 環境教育・環境学習の推進			国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を深め、環境に配慮した行動を促進する。	・こどもエコクラブの会員数が増加し、機会の提供を進められた。 ・環境教育指導者研修を全国5箇所で開催、環境カウンセラー登録制度の推進、環境教育・総合学習総合データベース整備等を行い、環境教育の基盤整備を進めることができた。 ・環境教育の現場と指導者のマッチング欠如等により、指導者が十分に活用されていないことが課題。 ・こどもエコクラブをさらに推進し、登録された会員の体験機会の増加を図り、より充実したクラブ活動を行えるよう環境整備を進める。 ・家庭における環境保全の取組を支援し、最小のコミュニティである家庭から環境配慮の行動を広げるしくみを整備。 ・学校における体感重視型の環境教育を推進し、学校から環境配慮の行動を広げることも必要。 ・環境保全活動・環境教育推進法の円滑な施行を図り、環境教育の基盤整備のさらなる充実が課題。	○	○								○「我が家の環境大臣事業」においてより地域に根ざした家庭等における取組を活性化させるために、地域における積極的展開について拡充を図ることとした。 ○「国連持続可能な開発のための教育の10年」(以下「ESD」)を促進するため、地域におけるESD推進の実施手法の構築のための施策を拡充することとした。
3 環境パートナーシップの形成			NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。	・環境保全活動に取り組む様々な主体に対し、様々な支援を行うとともに、NPO、企業、行政等との意見交換会や勉強会などを行った結果、パートナーシップでの取組の推進について経験が重ねられ、一定の成果。 ・地方公共団体においてNPOや市民との協働での取組は進んできているが、行政の側で協働での取組の調整を担当する職員が不慣れ。 ・いくつかの地域で地方環境パートナーシップオフィスが設置されているが、全国的ネットワークの形成には至らず。 ・企業、NPO、市民とのパートナーシップでの取組の必要性が高まっているが、これまでブラザでは十分展開できていない。 ・NPO等からの優れた政策提言を政策に反映していくための手法として環境政策提言、プロセスを実施し、優秀提言については実現のための予備的調査や実証調査を行うなど、提言を真摯に受け止め、その実現を図る動きが環境政策の側に出てきている。 ・タウンミーティングやMOEメール等に多数の国民が参加することにより、環境省の政策に関する国民への説明、国民との直接対話の推進が図られている。 ・寄せられた意見・要望に対して、双方向性を持たせることが必要。	○	○								○CSR(企業の社会的責任)への関心の高まりを踏まえ、地域の企業とNPO、市民とのパートナーシップ促進のため、新たに企業の社会的責任(CSR)に基づく「地域環境パートナーシップ促進事業」に取り組むこととした。
4 環境と経済の統合に向けた取組	(1)	経済活動における環境配慮の徹底	経済的手法や、事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通して、経済活動における環境配慮の徹底を図る。	・税の優遇措置を通じて環境配慮を徹底。 ・環境税について、各方面において国民的論議の進展を図ることができた。 ・環境報告書、環境会計やエコアクション21(環境活動評価プログラム)に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展。 ・環境税については、京都議定書目標達成計画案を踏まえ、真摯かつ早急に総合的な検討を進めることが必要。 ・民間の事業者の取組を一層促進することが必要。	○	○								○従来の事項を引き続き推進するとともに、事業者の自主的な環境保全活動を更に普及促進させるための施策を展開することとした。 ○環境税の創設について、平成18年度税制改正要望において、適切に対応することを要望した。
	(2)	環境保全型産業活動の促進	環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。	・公的機関による環境物品等の調達の対象となる製品の範囲及び実施機関数の拡大が図られ、グリーン調達の対象となる予算規模は拡大、市場に対して与えるインセンティブも拡大中。 ・環境物品等の需要の拡大に呼応して、環境物品等の情報提供システムへの掲載申請件数も増加傾向。 ・各種情報提供体制の充実により、各主体による環境配慮型製品等に関する情報の共有化が推進。 ・商品や投資先の選定に当たって環境に配慮する消費者や投資家が増加。 ・環境ビジネスの供給側及び需要側の双方において環境ビジネスへの関心が高まっており、環境ビジネス進展のための環境整備が進んだ。 ・以上、目標達成に向けて進展があったところであるが、さらなる取組の推進が課題。	○	○								○小規模の自治体においてグリーン購入に関する取組に遅れがみられるため、小規模自治体に対する普及については拡充を図ることとした。 ○従来は、環境ビジネスの普及促進のための基礎的な調査が中心であったが、今後は、環境ビジネスに係る具体的施策を展開することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映					H18年度機構・定員要求への反映		備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し (a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	評価対象政策を廃止、休止、又は中止		機構要求への反映	定員要求への反映	
5 環境アセスメント	(1)	環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。	・環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえた、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。 ・生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。 ・開発された技術手法、環境保全措置に関する技術情報、過去の評価書等が、関係主体に十分に活用されているとは言いが、情報の充実が必要。 ・スコアリングの活用、関係主体間のコミュニケーション、事業評価やレビューについての理解等はまた不十分。 ・事後評価等についての理解、及びこれらに基づく対策技術等の評価結果の情報の提供が十分とは言えない。	○	○	○					○アセス結果に基づき、環境保全の適正な配慮が事業者等によってなされたかどうかの調査を十分かつ効率的に行うため、従来の環境影響評価追跡調査事業と予測結果再評価審査事業を統合し、環境影響評価フォローアップ事業として実施することとした。
	(2)	戦略的環境アセスメントの推進	国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。	・目標達成のためのシステム構築の動きが見られ、全体としては目標に向け進展があったものの、未だ全ての上位計画や政策について、環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にない。	○	○						○これまでの事項を引き続き推進することとした。
6 環境に配慮した地域づくりの支援			地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。	・地域環境総合計画策定支援システム(知恵の環)は、平成15年度には全面リニューアルのために、一定期間運用を停止したため、アクセス数が減少したが、平成16年度には年間平均1日あたり約1,800件と平成14年並のアクセスとなり、一定のニーズを満たしている。 ・環境と経済の好循環のまちモデル事業については、未だ全国10箇所で行われているだけであり、対象地域数を拡充し、効果を高める必要あり。	○	○						○学校エコ改修と環境教育事業では、平成17年度に採択した学校でカバーできていない地域や学校を採択するため、新たに5校において取り組むこととした。
7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等			環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。	・科学技術関係経費の平成17年度の予算額は292億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。 ・環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。 ・「環境技術実証モデル事業」については、着実に実証手法が確立されてきているほか、フォローアップ調査においても実証済み技術の普及促進等が報告されている。 ・環境技術開発等推進費及び公害防止等試験研究費については、平成15年度に終了した18課題について、当初の目的を概ね達成。 ・地球環境研究総合推進費による研究は、着実な成果を上げているものの、平成17年度の予算額は平成12年度の1.14倍と低い伸びにとどまっており、IPCC第4次評価報告書の執筆者数としては大幅増に至らなかった。 ・但し、地球環境モニタリング戦略の策定、衛星等による温室効果ガスモニタリングシステム構築を目指すし、進展。 ・「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を策定。	○	○						○競争的資金については、環境分野における科学技術の推進を図るため、新たに課題枠を設けるなどして拡充を図ることとした。 ○環境分野における科学技術のより一層の推進を図るため、ナノテクノロジー等先端技術を活用した環境技術の開発を拡充することとした。 ○民間企業等における環境技術の開発及び普及のより一層の推進を図るため、優れた環境技術について国がモデル的に実証する制度を拡充することとした。
8 公害防止計画の推進			公害の著しい地域等を解消する。	・平成16年度末現在、306 市区町村が公害防止計画地域として指定されており、都市生活型公害の問題が存在することから、引き続き施策の推進が必要。 ・公害防止計画策定地域は、制度創設以来延べ51地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成16年度末現在、33地域にまで減少した。	○	○						○これまでの事項を引き続き推進することとした。

施策名			達成すべき目標	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況							
					H18年度予算要求への反映				H18年度機構・定員要求への反映			備考(評価結果の平成18年度予算要求等への反映の主な例)
					これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、又は中止	機構要求への反映	定員要求への反映		
					(a)評価対象政策の重点化等	(b)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止						
9 環境保健対策	(1)	公害健康被害対策(補償・予防)	公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び防止を図る。	・公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図った。 ・約5万3千人の公健法による被認定者に対し、公正な補償給付等の実施を確保。 ・健康予防事業を適切かつ円滑に実施。 ・環境汚染による健康影響の継続的監視及び調査研究を着実に実施。 ・平成17年度から実施予定の幹線道路沿道における疫学調査に向けて、着実に準備を進めた。	○	○						○ 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について疫学的な解明を行うため、学童コホート調査を継続して実施するとともに、未就学児を対象とした症例対照研究を新たに開始することとした。
	(2)	水俣病対策	水俣病総合対策について、平成7年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。	・対象者の高齢化を踏まえた水俣病総合対策の改善、及び地域再生・融和の着実な実施が課題。 ・普及啓発セミナーの開催を通して、国内外の水銀汚染問題の防止に向け貢献。 ・平成18年に水俣病公式確認から50年という節目の年を迎え、すべての水俣病患者の方々々が地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、地方公共団体等と協力し「今後の水俣病対策について」に挙げた施策を着実に実施することが必要。 ・近年UNEP(国連環境計画)を中心として種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対しても積極的に対応する必要。	○	○			○		○ 平成18年に水俣病公式確認50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や最高裁判決も踏まえ、4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に挙げた医療対策等の一層の充実や水俣病発生日域の再生・融和の促進等を行い、全ての水俣病患者の方々々が社会地域の中で安心して暮らしていけるようにするため、総合的水俣病対策の拡充を図るとともに、体制の充実を要求することとした。	
	(3)	環境保健に関する調査研究の推進	国民的な関心事となっている花粉症と一般環境との関係、本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)、一般環境中での電磁界暴露等の諸問題について、調査研究を推進する。	・国民的な関心事となっている環境保健問題である花粉症と一般環境中の大気汚染物質との関連、本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)、一般環境中での電磁界暴露について、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の化学的知見が得られた。 ・一般環境中の大気汚染物質と花粉症との関係については、高濃度DEP(ディーゼル排気微粒子)暴露の花粉症症状への影響について明らかにした意義は大きい。 ・本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)については、二重盲検法の結果について再考察を行い、ごく微量のホルムアルデヒドの暴露と症状の発現との関連性は認められないという結果を得た。	○	○					○ 事業の内容を見直し、新たな方向性での事業展開を図ることとした。具体的には、花粉症に関する調査研究については、暴露試験や疫学研究といった調査研究内容を、花粉飛散予測手法の確立や花粉飛散数値モデルの開発といった内容に変更した。本態性多種化学物質過敏状態については、二重盲検法での試験実施から、環境中極微量化学物質の分析法に関する調査研究へと内容を変更した。	
10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備			環境情報の体系的整備・提供や「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。	・環境情報の体系的整備・提供については、ホームページの提供データ量とアクセス数とも増加し、着実に進展。 ・オンライン利用の促進のため、環境省電子申請・届出システムの利用時間を365日24時間とし、申請者の利便を図った。 ・外部事務所ネットワーク回線の増強、電子起案システム等の機能強化等により、業務の効率性が向上。 ・環境省内部組織に関する訓令改正・制定により、事務範囲の明確化、事務所業務により、効果的・効率的な遂行が可能となった。	○	○						○ 常にニーズの把握に努め社会情勢の変化等に対応した、より有効性・効率性の高い実施を図るため、環境基本計画研修を新規要求することとした。 ○ 効果的な環境施策の立案、また国民の多様なニーズに応じた環境情報の提供を図り、総合環境施策を拡充することとした。 ○ わかりやすい行政情報の提供を開始するため、政策の重点化等を図りつつ、動画配信や外国語版ホームページの充実強化等について拡充を図ることとした。 ○ 地方環境事務所が機能を十分に発揮し、円滑に業務を軌道に乗せられるよう、事業の拡充を図ることとした。

3. 事前評価結果(平成16年10月から平成17年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1) - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (一般廃棄物処理施設整備事業)

事業主名 事業主	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地施設整備事業 静岡県長泉ハイトラスト株式会社	H16.8	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
不適正埋立処分地再生事業 兵庫県宍粟郡広域行政事務組合	H16.9	16-18	・必要性: 埋立処分地施設の未整備による不適正埋立処分地の再生利用。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 千葉県長生郡市広域市町村圏組合	H16.11	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 埼玉県狭山市	H16.12	16-19	・必要性: 現有施設(粗大ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 岐阜県羽島市	H16.12	16-20	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 愛知県株式会社鳴海クリーンシステム	H16.12	16-21	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 三重県鳥羽志勢広域連合	H16.12	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 大阪府吹田市	H16.12	16-21	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 大阪府大阪市	H16.12	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ燃料化施設整備事業 奈良県広陵町	H16.12	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の閉鎖による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの固形燃料化によるエネルギーの確保。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業主名 事業主	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
ごみ処理施設整備事業 福岡県筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	H16.12	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 熊本県有明広域行政事務組合	H16.12	16-17	・必要性: ごみ処理施設の未整備による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 兵庫県猪名川上流広域ごみ処理施設組合	H16.12	16-19	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 兵庫県猪名川上流広域ごみ処理施設組合	H16.12	16-19	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 岡山県阿新広域事務組合	H16.12	16-17	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 徳島県鳴門市	H17.1	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
リサイクルプラザ整備事業 徳島県鳴門市	H17.1	16-18	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
埋立処分地施設整備事業 神奈川県相模原市	H17.2	16-19	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 静岡県西豆衛生プラント組合	H17.2	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
ごみ処理施設整備事業 滋賀県中部清掃組合	H17.2	16-18	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の新設 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 熊本県阿蘇広域行政事務組合	H17.2	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 熊本県人吉球磨広域行政組合	H17.2	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。
汚泥再生処理センター整備事業 福岡県甘木市	H17.2	16-18	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
埋立処分地浸出液処理施設整備事業 神奈川県川崎市	H17.7	16-18	・必要性:基準を満たしていない埋立処分地の浸出水処理施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:埋立処分地の浸出液処理施設の改造による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、17年度補助事業として採択している。

(1) 公共事業

(1) - 2 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果
(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)

事業主体名	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 (財)滋賀県環境事業公社	H17.3	17-19	・必要性: 滋賀県内における産業廃棄物最終処分場の不足。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保。	本事業の評価内容を踏まえ、16年度補助事業として採択している。

(2) 新設規制

規制の名称	規制の内容	評価時期	評価結果の概要(期待される効果)	評価結果の政策への反映状況
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	温室効果ガス排出量算定・報告・公表の制度の導入	H17.3	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年6月10日成立、6月17日法律第61号として公布)
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案に基づく規制の新設	特定原動機の型式指定	H17.3	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月17日成立、5月25日法律第51号として公布)
	特定特殊自動車の型式届出	H17.3	型式の届出がされた特定特殊自動車であれば、その排出ガス性能は確保されていることから、使用者が特定特殊自動車技術基準に適合した特殊自動車を選定することが容易になる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月17日成立、5月25日法律第51号として公布)
	特定特殊自動車の使用の制限	H17.3	大気汚染の防止を図るために必要な技術上の基準に適合する特定特殊自動車を使用されることとなり、大気汚染の防止が図られる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月17日成立、5月25日法律第51号として公布)
	特定原動機検査機関の登録	H17.3	特定原動機の型式指定に関する検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月17日成立、5月25日法律第51号として公布)
	特定特殊自動車検査機関の登録	H17.3	特定特殊自動車の技術基準に適合していることを確認するための検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月17日成立、5月25日法律第51号として公布)
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	負荷量規制の適用事業場の拡大	H17.3	これまで負荷量規制が適用されていなかった既設事業場に負荷量規制を適用することで、湖沼に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼水質の改善を図ることができる。湖沼によって差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1～2%を削減できると見込んでいる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年6月14日成立、6月22日法律第69号として公布)
	湖辺環境保護地区の指定制度の新設	H17.3	湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年6月14日成立、6月22日法律第69号として公布)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に基づく規制の新設	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管理票保存の義務付け	H17.3	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)
	産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入	H17.3	環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に対する配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)
	欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け	H17.3	欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)
	不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加	H17.3	廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直に取り消すことにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)
	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加	H17.3	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)
	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加	H17.3	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。	第162回国会へ当該法律案を提出した。 (平成17年5月11日成立、5月18日法律第42号として公布)